

令和3年9月24日
デジタル庁

懲戒処分の公表について

本日、下記のとおり懲戒処分が行われたので、公表します。

記

1 被処分者

赤石 浩一 デジタル審議官 (58歳 男性)

2 処分の種類

懲戒処分 減給1月 10分の1

3 処分発令日

令和3年9月24日

4 処分の理由

国家公務員倫理規程第5条第1項違反

○ 国家公務員倫理規程 (平成12年政令第101号)

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 (略)

5 事案の概要

令和2年9月、利害関係者に該当しない事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けるなどしたものの。

連絡先

デジタル庁 戦略・組織グループ

担当：阿部参事官、早川参事官補佐、赤津参事官補佐

連絡先 (代表)：03-4477-6775